

公益財団法人スペシャルオリンピックス日本

理事会規則

(目的)

第1条 本規則は、定款第44条に基づき、公益財団法人スペシャルオリンピックス日本（以下、当法人という。）の理事会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(開催、招集、決議等)

第2条 理事会は、定款第36条から第43条の定めに基づき、開催、招集、審議、決議を行い議事録を作成する。

(付議事項)

第3条 付議事項は、議案及び報告とする。

- 2 議案は、当法人の運営に係わる重要事項及び業務執行に係わる重要事項で意思決定を要する事項とする。
- 3 報告は、前項の意思決定事項の実施状況や、運営・業務執行に有用な各種情報等とする。

(付議事項の整理)

第4条 役員は、付議したい事項を事務局に対して、書面により事前に提出する。

- 2 代表理事は、定款第38条2項(2)号ないし(5)号の場合を除き、事務局でまとめた付議事項について、理事会へ付議することを決定する。
- 3 代表理事は、前項で決定した付議事項を役員に通知する。

(付議事項の説明)

第5条 付議事項の説明は、原則として役員又は職員が行う。

- 2 代表理事が必要と認める場合は、付議事項に係る者を出席させ役員又は職員の代理として説明させることができる。

(緊急時の措置)

第6条 定款第37条第2項に定める事項を除き、代表理事は、第3条第2項に定める議案に該当する事項について、緊急を要し、やむを得ないと判断される場合には、理事会の審議を経ないで、決定できる。

- 2 前項の決定がなされた場合、代表理事は、事後に開催される理事会において、当該決定事項について報告し、承認を得なければならない。

(事務)

第7条 理事会に係わる事務は、事務局において行う。

- 2 理事会の開催に関する記録の作成及び保管は、総務部長が行う。

(運営組織の設置等)

第8条 理事会は、定款第37条に定めた職務の円滑な執行及び当法人の円滑な業務運営を図るために、専門委員会等の運営組織を置くことができる。なお、運営組織について必要な事項は別に定める。

- 2 理事会は、定款第3条及び第4条第1項(1)号に基づき認証する地区組織と当法人が、一つのジャパン・プログラムとしてSO活動の発展に資する活動を行うために情報・意見交換を行う場として、地区連絡協議会（以下、協議会）を開催する。なお、協議会について必要な事項は別に定める。

(理事の再任の制限)

第9条 理事の再任は、原則として連続4期までとする。

(変更)

第10条 本規則の変更は、理事会の議決を経て行う。

附則 本規則は、平成24年（2012年）3月13日から施行する。

改正 平成28年（2016年）6月24日

改正 平成31年（2019年）3月4日

改正 令和 2年（2020年）8月26日